

明日の鳥取市を 決めるのはあなたです。

本市の庁舎整備について、3月22日、市議会の2月定例会において住民投票条例が可決されました。
市庁舎整備の必要性や検討経過、住民投票条例の内容や投票の呼びかけなどについてお知らせします。

問い合わせ先 本庁舎総務課 ☎0857-20-3102

市庁舎整備の必要性

市庁舎の整備は、防災体制の強化と市民サービスの向上などの観点から必要性和緊急性の高い事業です。

私たちは、69年前の鳥取大震災の尊い犠牲や東日本大震災の貴重な教訓を踏まえ、万全の防災体制を築き、悲劇の再発を防がなければなりません。

さらに、本庁舎は市民サービスを提供する重要な拠点として、必要な機能の整備が求められています。

市及び市議会における検討

市庁舎の耐震診断の結果を受け、市議会では調査特別委員会を設置し、平成21年3月より約3年間にわたり議論が重ねられました。調査特別委員会では市民サービスの向上や将来的な財政負担の軽減などを踏まえ、新築統合の方向性を示され、平成23年2月市議会定例

会において、市庁舎の新築移転の計画策定に必要な予算は、過半数以上の議員の賛同をもって可決され、候補地は同年6月に、「旧市立病院跡地」とされました。

これら市議会での議論、市民の皆さんのご意見を踏まえ、本市として平成23年3月に新庁舎建設に関する基本方針を決定し、6月には「旧市立病院跡地」を建設候補地と決定し、今年2月に新庁舎建設基本計画(案)を取りまとめました。

市民の署名運動

平成23年6月、市の新庁舎建設計画の賛否を問う住民投票の実施を求めて、市民団体が署名活動を開始されました。その結果、5万304人の署名を添えて住民投票条例制定の直接請求をされました。この条例案について、平成23年8

月の臨時市議会で審議されましたが、賛成少数で否決されました。

住民投票実施の必要性

しかしながら、市役所の移転は市議会議員の3分の2以上の同意が必要な重要な案件であり、このたび市議会において、住民投票の実施を決定されたところです。

住民投票にご参加を！

市庁舎整備に関して、住民投票を通じて民意を明らかにしていただき、市民合意が得られることが重要です。

市民のみなさん、本市の将来を左右するこの重要な政策判断に、投票を通じて積極的にご参加いただきたいと思っております。

投票日 5月20日(日)

※投票所、投票方法などは市報などを通じて市民のみなさんにお知らせします。

期日前投票

5月12日(土)～19日(土)

※福祉文化会館、各総合支所などに加え、イオンモール鳥取北にも期日前投票所を設置する予定です。

※中山間地域を対象に、期日前投票所と地域を往復する無料バスを運行する予定です。

住民投票条例の概要

投票用紙

2つの選択肢から1つを選んで「○」を記載します。

平成二十四年執行
鳥取市庁舎整備に関する住民投票

		○をつける欄
みほん	みほん	みほん
現本庁舎の耐震改修及び一部増築に賛成	旧市立病院跡地への新築移転に賛成	○をつける欄

印

＜注＞

- 鳥取市庁舎整備について、あなたが良いと思う選択肢の上の○をつける欄に○をつけてください。
- のほかは、何も書かないでください。

2つの選択肢

「旧市立病院跡地への新築移転に賛成」または「現本庁舎の耐震改修及び一部増築に賛成」の選択肢から1つを選んで「○」を記載する方法で行う。

第1号案「旧市立病院跡地への新築移転」
第2号案「現本庁舎の耐震改修及び一部増築」

※2つの選択肢の内容は広報や市ホームページなどでお知らせします。

投票資格者

投票日において、年齢満20歳以上の日本国籍を有し、告示日の前日に3カ月以上本市の住民基本台帳に記録され、引き続き住所を有する者とする。

市長の責務

住民投票の適正な執行を確保するため、

庁舎整備に関して、投票資格者が意思を明確にするために必要な情報を、公平かつ公正に提供するよう努めるものとする。

投票の促進

市議会及び市長は、投票資格者の半数以上の投票を目指し、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

投票運動

投票運動は自由とする。ただし、期間は、投票日前日までとする。

投票結果の尊重

市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

※条例全文については市ホームページに掲載しています。

募集中

住民投票を呼びかける
キャッチフレーズを
募集しています！

◇応募資格 市内にお住まいの方

◇応募規定 ①1人でも多くの方に投票していただくよう投票促進をテーマとしたもの。②漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字、外国語のいずれも使用（混用）可能です。③応募1通につき1作品とし、1人何点でも応募できます。④標語は20字以内が目安です。

◇応募方法 氏名、フリガナ、郵便番号、住所、年齢、電話番号、電子メールアドレス（お持ちの方のみ）を記入し、郵送、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかで。

◇締め切り 4月9日（月）必着

◇優秀作品 最優秀1点《賞状、記念品（本市特産品1万円相当）》優秀5点《記念品（本市特産品5千円相当）》

※審査結果は、直接本人に通知した後、市ホームページなどで公表します。

◇応募・問合せ先 鳥取市役所総務部総務課 〒680-8571 鳥取市尚徳町1-6番地

0857-20-3102
0857-20-3040

0857-20-3040
Soumu@city.tottori.lg.jp